

令和6年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、令和6年度前期技能検定（1級、2級、3級および単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月1日

福井県知事 杉本 達治



1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

実施する検定職種（作業）及び等級区分は次のとおりとする。

(1) 1級及び2級

職 種	作 業
造園	造園工事作業
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理作業
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業
	高周波・炎熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御フライス盤作業
	平面研削盤作業
	円筒研削盤作業
	ホブ盤作業
	マシニングセンタ作業
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工作業
	レーザー加工作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	製缶作業
	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業

建築板金	ダクト板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	真空成形作業
石材施工	石張り作業
とび	とび作業
左官	左官作業
タイル張り	タイル張り作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	シーリング防水工事作業
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
	F R P 防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
化学分析	化学分析作業
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

(2) 3級

職 種	作 業
造園	造園工事作業
金属熱処理	一般熱処理作業
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業
	高周波・炎熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
左官	左官作業
化学分析	化学分析作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

職 種	作 業
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカーク工事作業
	加熱ペイントマシンマーカーク工事作業
塗料調色	調色作業

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

福井県手数料条例（平成12年福井県条例第2号）で定める額とする。

イ 実施期日

実技試験は、令和6年6月6日（木）から9月8日（日）まで（金属熱処理を除く3級は令和6年6月6日（木）から8月11日（日））の間において、別途福井県職業能力開発協会が指定する日に実施する。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途福井県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、開発協会において公表する。（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。）。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、令和6年7月14日（日）、8月18日（日）、8月25日（日）、9月1日（日）のうち、別途福井県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途福井県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）を含む）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 手数料

(2) 提出先

福井県職業能力開発協会

所在地 〒910-0003 福井市松本 3-16-10 福井県職員会館ビル 4階

電話 0776-27-6360

(3) 受付期間

令和6年4月3日（水）から4月16日（火）まで

5 合格の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を令和6年10月4日（金）、金属熱処理を除く3級については令和6年8月30日（金）に福井県のホームページで発表する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福井県職業能力開発協会から書面で通知される。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には都道府県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福井県職業能力開発協会（電話 0776-27-6360）又は福井県産業労働部労働政策課（電話 0776-20-0388）に対し行うこと。